

## 2021 年度の実業報告書

2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人ゆう・さぼーと

### 1 事業の成果

当法人が運営する『ヘルパーステーションそらいろ』は 11 年目を迎え、利用される方は 65 名と微増しました。スタッフ 23 名と増え、安定した事業活動を行うことができました。

『相談支援センター空色』は 9 年目で、利用者 1 名、相談員 1 名（兼務）の体制で事業実施しました。目標としていた相談支援員の増員等の職員体制の整備はできませんでした。利用者数も減り、地域での活躍はできていませんが今後も継続していきます。

2014 年度に開始した公的福祉サービスが利用できない施設入所者の方への『外出支援サービス』については、利用契約者は減り 8 名でした。定期的に利用される方は 2~3 名と少し増え、実績は 23 件（149.5 時間）となりました。カラオケや映画、外食などのお出かけができて満足していただくことができました。来年度も感染対策をとりながら継続していきたいと思ひます。また、より多くの方にサービスについて知っていただくための地域の入所施設等への啓発活動も継続する予定です。当サービス利用に係る利用料負担軽減のために京都地域創造基金の寄付金募集事業も行い、寄付金募集活動も 9 年目に入り、目標寄付金額に近い額を集めることができました。来年度も事業の継続が決まり、更なる発展を目指したいと思ひます。

地域の福祉事業所と合同で開催している『そらいろ勉強会』は対面形式で 1 度開催することができました。城陽市障害者自立支援協議会への積極的参画を継続し、自立支援協議会の協力を受け、2023 年 2 月 24 日に『グループホームスタッフセミナー』を開催することができました。参加者が多く、来年度以降も継続させたい活動となりました。

新型コロナウイルスの影響を受け 3 年になり、感染対策を継続しながらスタッフ間交流活動を再開させました。来年度も継続していきたいと思ひます。

広報活動は、広報紙『ゆうさぼ通信』やホームページ、ブログ、Facebook ページ等に加えて、YouTube 公式チャンネル『ゆうさぼチャンネル』の開設をしました。広報紙は 4 回発行し、ブログ・ホームページ・SNS・YouTube の更新は随時行いました。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (概算)(単位:千円)
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業	居宅介護事業、重度訪問介護事業、行動援護事業の実施。	(A)2022年4月1日～2023年3月31日 (B)京都市伏見区、宇治市、城陽市、京田辺市 (C)16名	(D)京都市伏見区、宇治市、城陽市、京田辺市に住む障がい者 (E)17名	20,000
障害者自立支援法に基づく相談支援事業	指定特定相談支援事業、障害児相談支援事業の実施	(A)2022年4月1日～2023年3月31日 (B)京都市伏見区、宇治市、城陽市、京田辺市 (C)1名	(D)城陽市、京田辺市に住む障がい者 (E)3名	1,000
障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業	① 移動支援事業の実施。 ② 日中一時支援事業の実施。	(A)2022年4月1日～2023年3月31日 (B)京都市伏見区、宇治市、城陽市、京田辺市 (C)16名	(D)①京都市伏見区、宇治市、城陽市、京田辺市に住む障がい者 ②城陽市に住む障がい者 (E)36名	10,000
障害者の地域生活支援の為の事業	① 施設入所者の方への外出支援サービスを行う ② 青少年野外活動総合センター友愛の丘にてイベント(バーベキュー)を開催。障がいがある方とその家族の交流の場をつくる。	(A) ①2022年4月～2023年3月 ②中止	(D) ①城陽市の施設入所者 ③ 中止	100
福祉、介護に係る教育研修及び情報交流事業	① ヘルパーステーションそらいろ従業者を対象にした勉強会の実施。 ② 地域のグループホーム向け研修会の実施。	(A) ①2022年6月30日 ②2023年2月24日	(D) ① ヘルパーステーションそらいろの従業者 ② 京都市、宇治市、城陽市、京田辺市、木津川市のグループホーム従業者 (E) ① 7名 ②	10

ホームヘルパー養成研修に関する業務	準備中。	(A)なし (B)なし (C)0名	(D)なし (E)0名	0
-------------------	------	-------------------------	----------------	---

(備考)

- 1 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。